

裁 決 書

審査請求人

処分庁

市福祉事務所長

令和2年 月 日付で (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和2年度(審)第104号)について、次のとおり裁決する。

1 主 文

市福祉事務所長が請求人に対して行った、令和2年10月16日付け保護変更決定処分及び生活保護費用返還金決定処分を取り消す。

2 事 案 の 概 要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

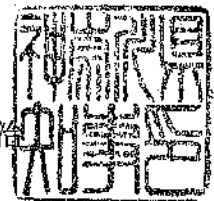
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年8月2日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和3年5月31日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 ■■■■■ が令和2年 ■月 ■日付けで提起した処分庁 ■■■市福祉事務所長による生活保護変更決定処分及び生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（令和2年度（審）第104号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■ を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■■■市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 ■■■株式会社を「A証券会社」という。



別紙1

1 結論

本件各処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和2年10月16日付け行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条に基づく保護変更決定処分のうち、同年7月分(以下「本件処分1-1」という。)、9月分(以下「本件処分1-2」という。)及び11月分(以下「本件処分1-3」といい、本件処分1-1、本件処分1-2と併せて「本件処分1」という。)並びに同日付けで行った法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分(以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。)に対し、請求人が、その取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人は、■■■■市に居住し、本件各処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号イ及びサの規定により、保護の実施機関である■■■■市長から、法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務並びに法第63条の規定による被保護者の返還する金額の決定に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成21年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ (ア) 令和2年4月7日付けで、請求人は、A証券会社から、同社における特定口座(以下単に「本件特定口座」という。)の開設が完了した旨の通知を受けた。

(イ) 令和2年4月7日以降、令和2年9月11日までの期間において、本件特定口座の振替入金、振替出金の履歴は別紙3のとおりである。

(ウ) 本件特定口座において、請求人は、令和2年4月22日から株式等の購入を開始し、その後も多数の株式等の購入と売却を繰り返している。

(エ) 本件特定口座において、令和2年7月14日及び同年8月14日に特別分配金の入金履歴がある。

(オ) 本件特定口座における次の各振替入金後の振替出金までの間に、株式等の購入等の取引履歴はない。

令和2年6月18日の合計347円の入金から同日の同額の出金まで

令和2年7月16日の297円の入金から同日の同額の出金まで

令和2年9月11日の1,847円の入金から同日の18,661円の出金まで

カ 令和2年3月13日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の保護変更決定処分を行った。

<令和2年4月分以降> (理由：保護基準の改定及び冬季加算の削除)

最低生活費	119,600円	…①
生活扶助費	78,600円	基準生活費
住宅扶助費	41,000円	
収入充当額	0円	…②
支給額	119,600円	…③ (=①-②)

カ 令和2年10月16日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の保護変更決定処分を行った。

(ア) 本件処分1-1

<令和2年7月分> (理由：有価証券の収入認定 (令和2年7月以降取得分))

最低生活費	119,600円	…①
生活扶助費	78,600円	基準生活費
住宅扶助費	41,000円	
収入充当額	12,835円	…②
その他収入	12,835円	
支給額	106,765円	…③ (=①-②)
既支給額	119,600円	…④ (上記オ参照)
過支給額	12,835円	=④-③

(イ) 本件処分1-2

<令和2年9月分> (理由：有価証券売却益等の収入認定)

最低生活費	119,600円	…①
生活扶助費	78,600円	基準生活費
住宅扶助費	41,000円	
収入充当額	687円	…②

勤労収入	14,360円	
基礎控除	▲14,360円	
その他収入	687円	
支給額	118,913円	…③ (=①-②)
既支給額	119,600円	…④ (上記オ参照)
過支給額	687円	=④-③

(ウ) 本件処分1-3

<令和2年11月分> (理由: 有価証券の取得売却等に係る扶助費過払い額の収入認定)

最低生活費	120,870円	…①
生活扶助費	79,870円	基準生活費 77,240円 冬季加算 2,630円
住宅扶助費	41,000円	
収入充当額	13,522円	…②
令和2年7月分及び9月分の過支給額	13,522円	令和2年7月分の過支給額 12,835円+令和2年9月分 の過支給額687円の合計額
支給額	107,348円	…③ (=①-②)

キ 令和2年10月16日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の生活保護費用返還金決定処分(本件処分2)を行った。

返還決定額 12,500円

決定理由 有価証券取得未申告のため

ク 令和2年 月 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件各処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、「本件各処分を取り消す。」との裁決を求める。

ア 法で有価証券を所持してはいけない事を知らずに投資信託をしたが、儲けは770円しかなく、投資も17,800円しかなくて、納得がいかない。

イ 請求人は、当該投資信託が有価証券との認識はない。また、申告についても嘘偽りはない。ファイナンシャルプランナー試験のための勉強であり、儲けるつもりはない。また、処分庁からの説明は全くなく、不親切である。

ウ 請求人が問題としているのは、なぜ、本件各処分の書面上の日付が令和2年10月16日であるのに、請求人の手元に来たのは同月28日であったので、不親切

だったからである。なぜ1週間も遅れたのか。また、なぜ決定通知書の番号がブランク(白紙)なのか。

エ また、令和2年9月26日は土曜日であったが、電話がワン切りであったし、折り返しは繋がらなかった。令和2年11月11日は自宅訪問のインターホンが連打であり、チャイムの押し方がおかしい。対応がおかしい。最初に説明と書類が遅れて申し訳ないと言えば素直に従った。

オ 請求人が投資信託を行ったのは、学習のためである。運用は特別定額給付金をやり繰りし、学習目的で行ったことであり、儲けようとは考えておらず、問題ないと思っている。請求人は運用の18,614円と考えている。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(法第4条第1項)。また、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは」「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」(法第63条)。そして、次官通知第8において、「所有を容認するに適さない資産は」「原則として処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させること」とされ、課長通知第3問8の2において「投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない」とされている。

イ 請求人は令和2年4月22日から同年9月8日までに25,335円分の投資信託を購入した。投資信託は、「利用し得る資産」(法第4条第1項)であり、「資力」(法第63条)に該当する。そして、「保有を認められない」資産であるため、処分の上最低限度の生活維持のために活用すべきものであり、速やかに現金化されれば収入認定を行い、事後に換金された場合は法63条の適用となる(問答集問13-23(答)(2))。売却額は購入額に譲渡益と配当を加えたものに税額を減じた金額であることから、処分庁は、請求人が遡及変更期限(問答集問13-2)内である令和2年7月以降に取得した投資信託12,835円については7月に、譲渡益770円と配当70円から税額153円を減じた金額である687円を9月に収入認定し、令和2年7月より前に取得した投資信託12,500円については法63条による返還決定を行った。

ウ よって、本件処分は法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではなく、棄却の裁決を求めるものである。

エ 拠出した金銭の運用成果であることから、次官通知第8 3(2)ウ(ア)の財産収入として実際の収入額を認定した。

4 理由

(1) 保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として(法第4条第1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである(法第8条第1項)。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

(2) 株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券の生活保護制度上の取扱い

ア 最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持の活用のために活用させることとされており(次官通知第3)、資産のうち、貴金属及び債権については保有を認めないこととされている(局長通知第3 4(3))。

これを受け、株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められないとされている(課長通知第3 問8の2)。

イ 資産を「処分」したことにより得た収入については、受領するための必要経費(交通費等)を控除した額が月額で世帯合算額8,000円を超える場合、その超える額を収入認定することとされている(次官通知第8 3(2)エ(イ)、問答集問13-23)。

ウ なお、資産を「利用」することにより得られた収入があった場合については、その収入を得るための必要経費を控除後の額を収入認定することとされている(次官通知第8 3(2)ウ(ア)・(イ))。

エ 保護開始後に証券会社に特定口座を開設・利用して株式等の売買を繰り返していた場合の収入認定について、具体的な取扱いを明示した通知等は見当たらないが、上記ア～ウを踏まえると次のように整理されるものと解される。

(ア) 被保護者が、保護費・就労収入・預貯金等を、証券会社の特定口座に資金を移しただけの時点では、株式等を購入するための準備行為がなされたにすぎず、別途の資産を取得したとは評価できないから、当該資金をそのまま特定口座等から引き出したとしても、これについて収入認定を要しないものと解される。

(イ) その後、証券会社の特定口座等において、実際に株式等を購入した時点では、別途の資産に変化しているから、資力が発生したと評価すべきである。

株式等は保有が許されない資産であるから、処分した上で最低生活に活用する必要がある、基本的には、処分時において、処分価格から受領するための必要経費を控除した金額が月額8,000円を超える場合に、その超えた額を収入認定する必要があるということになる(次官通知第8 3(2)エ(イ)、問答集問13-23)。

なお、株式等に限らず、資産保有中に資産の価格が変動することは想定されるから、処分価格が購入価格を上回ることも下回ることもありうるが、資産を処分したことにより得た収入から控除が認められるのは、上記のとおり、交通費等の「受領するために」必要な経費であることが示されており、資産の取得費用は必要経費とは認められないし、処分による収入と譲渡益とを区別してそれぞれ収入認定することもない。

以上を整理すると、生活保護制度における収入認定という場面においては、特定口座において株式等を処分したことにより得た収入は、処分時において処分価格を基礎として収入認定するのであり(次官通知第8 3(2)エ(イ))、資産を「利用」することにより得られた収入(次官通知第8 3(2)ウ(ア)・(イ))として収入認定するものではなく、また、株式等を処分したことにより得た収入と別途に譲渡益それ自体を収入認定するわけでもない。

(ウ) 他方、株式配当や債券の利息等については、株式や債券という資産の法定果実であり、資産を利用することにより得た収入として、基本的には、配当等の時点で、税金等の実費を控除後の金額を収入認定することになるものと解される(次官通知第8 3(2)ウ(ア)・(イ))。

(エ) 基本的には以上のとおりであるが、特定口座内で多数の株式等の売買を繰り返していた場合、ある株式等の処分により生じた資金及び配当等がそのまま他の株式等の購入資金の全部又は一部に充てられるという状態が繰り返し生じ得るため、個別の株式等ごとに上記の取扱いを貫徹することはあまりに煩雑に過ぎ、現実的でない。

また、実質的にも、売買を繰り返すほどに、計算上は処分価格の累計額が増加するが、当該累計額をそのまま活用可能であった額と評価することも妥当でない(仮にある株式等を処分した資金が生計費に充てられたとしたら、実際にはその資金で購入した他の株式等は取得し得なかったはずのものとなるから、右のある株式等の処分価格及び他の株式等の処分価格を共に収入認定することは、二重評価である。)

そこで、ある株式等を処分した資金が、特定口座から出金されることなくそのまま他の株式等に購入に充てられてしまっていた場合は、当該株式等の処分は一時的なものであり、当該処分・購入の前後で株式等という同種の資産があるという状態に変化はないため、生計費として活用可能な状態になってお

らず収入認定をしないものと扱い、ある株式等の処分後、他の株式等の購入に充てられずに特定口座から出金された場合に、生計費として活用可能な状態となったものとして収入認定をするという整理によるべきであると解される。

そして、株式配当等については、資産を「利用」することにより得た収入であり、本来は資産を「処分」することにより得た収入とは別途の収入認定の取扱いを要するものではあるが(上記ウ)、上記の通り、配当等の後、特定口座内で株式等の購入に充てられ、当該株式等又はその代わりとなった株式等が処分されて特定口座から出金された時点での収入認定をせざるを得ない以上、先の配当等による収入と当該株式等の処分による収入を区別することはできなくなってしまっているため、最終の株式等の処分による収入として評価する他ないものと解される(特定口座の場合、税金等の必要経費は、源泉徴収等されるため、特定口座からの出金をもって収入認定する場合は、必要経費の控除を別途考慮する必要はないものと解される。)

(3) 法第63条の費用返還義務について

ア 被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

イ この保護の実施機関が定める返還額は、資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額の全額とするのが原則であるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還通知1(1)①から④及び⑥に列記されている。

(4) 本件各処分の適法性について

ア 処分庁は、請求人が、本件特定口座内で購入した株式等について、その「売却額は購入額に譲渡益と配当を加えたものに税額を減じた金額」とし、令和2年7月以降に取得した株式等については7月に(本件処分1-1)、譲渡益770円と配当70円から税額153円を減じた金額である687円を9月に(本件処分1-2)、それぞれ次官通知第8-3(2)ウ(ア)により収入認定し、右7月及び9月の遡及的な変更決定により生ずる過支給分を令和2年11月分に収入認定する(本件処分1-3)という各変更決定を行ったのが本件処分1であり(前提事実オ・カ)、令和2年7月より前に取得した株式等12,500円については法63条による返還決定を行ったのが本件処分2(前提事実キ)である。

イ しかし、処分庁は、本件処分1-1及び本件処分1-2は、次の点で誤っているという他ない。

- (ア) 購入価格の累計額には、先立って処分した株式等や配当金を原資とする分が含まれているため、購入価格の累計額に「譲渡益及び配当を加える」ことは、二重評価となる部分が生じる。
- (イ) また、株式等の資産を処分したことによる収入(次官通知第8-3(2)エ)が大半であるにもかかわらず、株式を利用することにより得られた収入(次官通知第8-3(2)ウ(ア))により収入認定してしまっており、次官通知第8-3(2)エの月額8,000円の控除を考慮していない。
- (ウ) 資力の発生時点は、株式等という資産を購入した時点であったとしても、当該資産の処分により活用可能になった時点以降において収入認定し、又は法第63条に基づく返還金決定処分を行うべきであるにもかかわらず、資力発生の時点をもって収入認定を行ってしまっている(問答集問13-2答3は、「収入の増減」が事後になって明らかになった場合についての規定である。)
- ウ 本件処分1-3についても、上記のとおり、誤った本件処分1-1及び本件処分1-2により発生することになる過支給額の収入認定を理由とする処分であるため、誤りとならざるを得ない。
- エ 本件処分2も上記イ(ア)と同様の誤りがある。
- オ なお、上記(2)の整理を、本件特定口座からの振替出金について具体的に当てはめるのであれば、令和2年9月11日に振替出金された18,661円から同日の入金で株式購入に充てられていないことが確認できる1,847円を差し引き(前提事実エ 別紙3参照。なお、令和2年6月18日の振替出金347円及び同年7月16日の振替出金297円は、いずれも同日に同額の入金がなされ、株式購入に充てられていないことが確認できるため、収入認定を要しない。)、さらに次官通知第8-3(2)エ(イ)により8,000円を控除した金額16,814円を、令和2年9月分の収入として収入認定することに伴う変更決定を行うべきであったといえる。
- あるいは、変更決定を行わないのであれば、令和2年4月22日以降は、株式等という資産があるにもかかわらず保護を受けていたことになるから(前提事実エ(ウ))、当該資力があるにもかかわらず受けた保護費は、株式等という資産について上記同様に16,814円を収入認定していなかったがために支弁してしまった同額の保護費であり(問答集問13-23)、この全額の返還を求めることを原則とし、費用返還通知1(1)①から④及び⑥により控除可能な費用の有無を検討した上で、法第63条に基づく返還金として決定すべきであったといえる。
- カ 以上から、本件各処分は、その余の点について検討するまでもなく、いずれも違法又は不当であって、取り消されるべきである。

(5) 請求人の主張について

号
が
官
第
当
去
主
入
込
あ
当
の
是
月
充
印
手
ハ
式
表
こ
つ
則
討
も

上記に言及のない請求人の各主張は、本件各処分の適法性又は妥当性と関わりがなく、理由がない。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件各処分は、取り消されるべきである。

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89条)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 【略】

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすのに十分なものであって、且つ、これを超えないものでなければならない。

(実施機関)

第19条 (前略)市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持の活用のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを相当としないもの

第8 収入の認定

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア～エ 【略】

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア・イ 【略】

ウ 財産収入

(ア) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(ア)の収入をあげするために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

(ア) 【略】

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するた

めに交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(3)～(5) 【略】

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

第3 資産の活用

4 生活用品

(1)・(2) 【略】

(3) 貴金属及び債権

保有を認めないこと。

(4) 【略】

第10 保護の決定

1 (略)

2 保護の要否及び程度の決定

(1)～(7) 【略】

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと(後略)。

(9) 【略】

エ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。)

第3 資産の活用

問8の2 債権の保有は認められないこととなっているが、有価証券はすべて保有が認められないのか。

答 株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない。

なお、保護申請時において、未公開株券等の直ちに処分することが困難な有価証券であって、一定期限の到来により処分可能となるものを保有する場合に限

り、保護適用後売却益を受領した時点で、開始時の資力として法第63条を適用することを条件に保護を適用して差し支えない。

オ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「費用返還通知」という。）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（後略）
- ③ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、（2）により取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合であつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。（後略）

(2) 【略】

2～6 【略】

適用

カ 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

付
費

問13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例

(問) 次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。

(a) ~ (c) 【略】

(d) 収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少となったとき。

(e) 【略】

(答) 1・2 【略】

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(前略) 収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。(中略) (d)のような場合で、既に支給した保護費の一部(場合によっては全部)を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することにより調整することができる。(後略)

4 【略】

4

付

の

が

を

も

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

問13-3 戻入すべき場合の収入充当

(問) 局第10の2の(8)により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないか。

(答) 事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。

問13-23 法第63条・法第78条と控除

(問) 法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答) (1) 【略】

(2) 法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合

(1)と異なり、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。

(中略) 生命保険の入院給付など、次第8の3の(2)のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとなる。

キ ■■■市福祉事務所長委任規則(昭和■■■年■■■市規則第■■■号)

(趣旨)

第1条 この規則は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により市長の権限に属する事務の一部を■■■市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務の範囲)

第2条 次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法

ア 【略】

イ 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事

ウ〜コ 【略】

サ 法第63条の規定による被保護者の返還する金額の決定に関する事

シ〜セ 【略】

(2)〜(5) 【略】

付
加各
事

特定口座振替履歴		
年月日	入金額 (円)	出金額 (円)
R2. 4. 16	500	
R2. 5. 7	2,000	
R2. 5. 8	200	
R2. 5. 12	500	
R2. 6. 3	2,000	
R2. 6. 5	1,500	
R2. 6. 8	500	
R2. 6. 9	1,000	
R2. 6. 18	347	347
R2. 6. 24	1,000	
R2. 6. 26	300	
R2. 6. 29	200	
R2. 7. 6	3,000	
R2. 7. 16	297	297
R2. 7. 21	300	
R2. 8. 5	1,000	
R2. 8. 7	1,000	
R2. 9. 2	1,000	
R2. 9. 11	1,847	18,661
合計	18,491	19,305

